

事 務 連 絡
令 和 7 年 4 月 2 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
補償課長補佐（医療福祉担当）

「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」等
の改正について（通知）

義肢等補装具費支給要綱（平成 18 年 6 月 1 日付け基発第 0601001 号（最終改正：令和 7 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 5 号））により、義肢等補装具の購入費用の支給の対象となる型式及び価格等の基準並びに修理は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号。以下「告示」という。）の別表の 1 及び 3 に定めのある種目については、これによることとされています。

今般、令和 7 年 3 月 31 日付けで告示及び補装具費支給事務取扱要領が改正され、また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」が発出され、令和 7 年 4 月 1 日から適用されることとなりましたので、お知らせします。

つきましては、令和 7 年 4 月 1 日以降に交付した「義肢等補装具購入・修理費用支給承認決定通知書」に係る義肢等の支給及び修理に適用することとなりますので、事務処理に遺漏なきよう、よろしく申し上げます。